

實紀略に又云ふ。其の年八月初頃をどり被成、ひめ君様へ見せまるられ候はんよし、利長公御つゞみうたせられ、をどりのならし有之。其のをどりの時、村井豊後、安見おきの守、齋藤刑部、此の三人鹽くみに成り、をけ結構に、扱たき物利長公より下され、くべまはり候へば、をどり御座候中くんじわたり申。とあり。當時世のさまおしはかるべし。扱右の如く見わたれば、伊勢踊といふもの金澤に流行せしは、既に慶長七年の頃よりの事なりと聞ゆ。駿府政事録に、慶長廿年三月廿五日、從今日府中號伊勢踊。諸人在々所々盡風流爲之、從勢州躍出、奥州邊土躍之云々。晦日伊勢踊頻也、大神宮飛來給由申云々。伊勢踊制之給。とあり。されば駿府には廿年の春より流行せしかど、徳川家康公此に居給ふゆゑに、頓て制禁せられしとなり。富山邑傳記には、元和元年伊勢をどり流行、村々へ送り渡すとありて、越中富山邊は元和元年に伊勢踊流行せしと見たり。されば三壺記に、元和七年の夏流行のよし載せたるもの、若しくは元年の誤聞ならんか。しかし富山邑傳記の誤りなるもしるべからず。尙追考すべし。按ずるに、伊勢踊は伊勢神

宮より始めて、諸國に及ぶといへり。其の起原は如何なるゆゑならんか。日本後紀に、延暦十八年六月己酉、停伊勢齋宮新嘗會。但以歌舞伎供九月祭。といふ事見たり。若しくはかゝる事より移り來れるにてもあらんか。

○神明日待祭禮

毎年春秋兩度の例祭をば御日待と稱し、或は神明の夜祭ともいへり。金澤市中にて繁昌なる祭禮也。故に諸商人も多く出づる中にも、當社に限りあぶり餅と云ふものを多く商へり。或は云ふ。此の餅は、文政の頃千日町に居住せる梅田屋某といふ者工夫し、初て當社祭禮に持出で商ひけるに、社參人甚だ賞翫し買ひ行きけるに依つて、多く賣子を出し、此の品の本、方をなし來りしかど、今は誰にても商ふ事と成りたりといへり。又夜祭は、舊藩五世參議綱紀卿の時、諸神共に禁制なりしかど、いつしか祭禮夜祭のやうに成りたりといへり。按ずるに、元祿六年八月十日町奉行よりの達しに、金澤市中は勿論、金澤續き町端或は河原等、夜中生菓子・酒等賣に持出申間敷。とあり。若しくは是等の時夜祭の制禁ありたるならんか。夜祭の事は上代より禁せら

れたり。類聚三代格に載せられし延暦十七年十月四日太政官符に、禁制兩京畿内夜祭歌舞伎事。右被右大臣宣稱、夜祭會飲先已禁斷。所司寛容不加捉搦。遂乃成供酒饌。姦事配亂。男女無別。上下失序。至有鬪争間起。藩奔相追。違法敗俗。莫甚于茲。自今以後嚴加禁斷。祭必晝日不得及昏云々。とありて、桓武天皇の御世既に嚴禁せられたりき。

○泉野神明齋神職多田氏傳

多田氏は、前顯卯辰觀音院傳來古筆の覺書に、元祖讚岐は、觀音院開山祈慶若年の時分より召仕ひ、名を猿市と云ひけるを、厩川神明を祈慶取立て、彼の猿市を神主となし、後讚岐と云ひ、二代播磨・三代丹後と呼べりとありて、其の元祖讚岐はもと彼の寺の僕なりし故に、後々までもその由縁を以て、卯辰山王社の神勅方を勤め來りたり。世人も神明の子孫に多田隠岐守といふあり。此の人は舞句に名高きこと人口に残りて、世人神明の奥さまと稱し、隠岐守の稱號を唱へ誤れりといへり。人口に膾炙する句。

又舊藩中は、毎年正月には、金澤市中に左義長とて紙旗を造り、各町の子供持ちあるき、十五日の曉神明の社内へ持ち來りて、拜殿の前にて焼き捨てたり。又藩士の門戸等に飾れる飾葉、しめ縄なども、十四日の晩に持ち行きけるを、十五日の晩左義長と共に焼き捨てたり。右は厩川口は神明社、淺野川口は山上町の春日社へ持行き、兩社にて焼捨つる例とは成りたり。按ずるに、右は國初以來の事ならんか。兼好法師の徒然草に、さぎちやうは正月に打ちたるさちやうを眞言院より神泉苑へ出して焼あぐるなりと書置ける故事に擬へて、そのかみ金澤などにも新年の祝ごとくはなし來るにや。和訓栞に、今門戸に立てし松・竹・標繩等を焼くは、もと神祭に用ひしものを焼くが、いつとなく一つ

に混じたるなり。西土の爆竹とも似て異なりといへり。されば金澤市中飾葉・標繩などをば、神明春日の兩神社へ持ちゆき、神前においてさぎちやうと共に焼捨つるも、神祭に用ひたる物或は守護札など、一集に持ち行くゆゑなるべし。